

国民健康保険税が変わりました

改正点 ①

合併時より平成 19 年度まで旧 4 市町の税率を使っていましたが、平成 20 年度より税率が統一されます。

	医療分 (加入者全員)	支援分【創設】 (加入者全員)	介護分 (40 歳から 64 歳まで)
A : 所得割	課税対象額 × 7.8%	課税対象額 × 1.9%	課税対象額 × 1.5%
B : 均等割 (加入者 1 人あたり)	21,000 円	6,000 円	11,500 円
C : 平等割 (1 世帯につき)	22,000 円	6,000 円	—
1 年間の国民健康保険税 = 医療分 [A+B+C] + 支援分 [A+B+C] + 介護分 [A+B]			

課税対象額…加入者の方の前年中の総所得金額から基礎控除の 33 万を控除した額の合計

改正点 ②

後期高齢者支援分が創設されました

平成 20 年 4 月 1 日からの後期高齢者医療制度施行に伴い、0 歳から 74 歳（65 歳から 74 歳で一定の障害がある後期高齢者医療被保険者は除く）までの医療保険加入者は後期高齢者医療制度を支援するために、後期高齢者支援分として納付していただくことになります。

国民健康保険税においても従来の医療分、介護分（40 歳から 64 歳）に加え後期高齢者支援分を合算して納付していただくことになります。

改正点 ③

公的年金受給者に対する経過措置が廃止になりました

平成 18 年度の公的年金控除の見直しに伴い創設されました、昭和 15 年 1 月 1 日以前生まれの公的年金受給者に対する所得割額の算定基礎及び軽減判定所得の特別控除の経過措置は平成 20 年度から廃止になりました。

税額計算シミュレーション

夫 45 歳・農業所得 150 万、妻 42 歳・パート収入 60 万(所得 0)、子供 2 人・収入なしの 4 人が国保加入の場合

医療分 91,260 円 (1,170,000 円 × 7.8%) + 84,000 円
(21,000 円 × 4 人) + 22,000 円 = 197,200 円

支援分 22,230 円 (1,170,000 円 × 1.9%) + 24,000 円
(6,000 円 × 4 人) + 6,000 円 = 52,200 円

介護分 17,550 円 (1,170,000 円 × 1.5%) + 23,000 円
(11,500 円 × 2 人) = 40,500 円

医療分 + 支援分 + 介護分 = 289,900 円 (年間)

※あくまでも概算ですので、実際の税額とは異なる場合があります。

改正点 ④

後期高齢者医療制度の創設に伴い国民健康保険税が軽減されます

1. 所得が低い世帯の国民健康保険税の軽減

国民健康保険税の軽減判定の際に、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行される人の所得及び人数も含めて軽減の判定を行います。

国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国民健康保険加入者が減少になっても、世帯構成や世帯の所得が変わらなければ、最高 5 年間それまでと同様の軽減を受けることができます。

2. 世帯ごとに負担いただく平等割の軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が 1 人となる場合には、最高 5 年間半額となる軽減を受けることができます。

3. 社会保険などの扶養者であった方の保険税の減免

社会保険などの被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行した結果、国民健康保険に加入することになり、新たに保険税を負担することになる 65 歳以上の被保険者は 2 年間に限り下記の減免が受けられます。

- ① 所得割の免除
- ② 均等割が半額（6 割軽減に該当の場合は除く）
- ③ 国民健康保険加入者が 1 人の世帯の場合平等割が半額（6 割軽減に該当の場合は除く）

※減免を受けるには、1 年目のみ申請が必要になります。

国民健康保険税に関するお問い合わせは
医療保険課（内線 241・242）まで